

申告をお忘れなく！

住民税のしくみが変わりました

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方や平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方は、申告期間に注意して申告をしてください。

申告期限
平成20年
3月17日
まで

所得税から
住宅ローン
控除額を
引ききれ
なかった方

申告期限
平成20年
7月1日～31日
まで

平成19年に
所得が減り
所得税が
課されなく
なった方

住宅借入金等特別税額控除

所得税が減ること、いままで控除できていた金額が控除できなくなる（住宅借入金等特別税額控除が所得税額を上回り引ききれなくなる）場合があります。

この場合の調整措置として、住民税の「住宅借入金等特別税額控除」（平成20年度から平成28年度までの住民税に適用）が設けられ、該当する方は引ききれなかった所得税の住宅借入金等特別税額を翌年度の住民税（所得割）から控除することができます※所得割から引ききれない場合、均等割からは控除されません。

① 対象となる方（①と②の両方に該当する方）

① 平成11年から平成18年の間に入居し所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受け、平成19年分以降も引き続き適用のある方

② 住宅借入金等特別控除額が所得税額（住宅借入金等特別控除前）より大きい方（ただし、所得税が非課税の場合は対象となりません）※給与所得者で年末調整を受ける場合、源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載されている方が対象となります。

② 申告手続き

申告年度の3月15日（平成20年は3月17日）までに、1月1日現在お住まいの市区町村へ「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

○ 所得税の確定申告をする方

…… 所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

○ 所得税の確定申告をしない方

…… 源泉徴収票（原本）を添付して市区町村へ提出
※ 申告書は、役場町民税務課・税務署窓口にあります。
※ 平成11年から平成18年の間に入居し所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けている方には、役場から申告の案内を送付する予定です。

■ 問合せ 町民税務課 Tel.47-80014

はじめよう 「ママ・ファースト運動」

妊娠中の方、小さな子どもを連れた方を見かけたら席を譲りましょう！
荷物を持ってあげましょう！
あたたかい目で見守ってあげましょう！

「ママ・ファースト運動」は平成19年度からスタートした福井県独自の運動です。県民一人ひとりの、子育てを応援する意識を高め、子育てにやさしい社会の実現を目指しています。

3人以上子どもがいる世帯支援 「すまいるFカード」で

お得な割引や特典を受けよう

県では、ママ・ファースト運動の一環として、満18歳未満の子どもさんが3人以上の世帯を対象に「すまいるFカード」を発行し、県内の協賛企業などで割引や特典が受けられる制度を創設しました。対象となる世帯の方は、カードの申込みを行い、県内の協賛するお店を利用してお得な割引や特典を受けましょう。

① 対象となる世帯 住民票により同一世帯の中に、満18歳未満の子どもさんが3人以上の世帯

② カード有効期限 平成20年3月1日～平成20年3月31日まで

③ 申込み方法 同事業のチラシの裏面に必要事項を記入の上、世帯全員の住民票または、世帯全員の健康保険証の写しを添付して次の所まで申込みください。

④ 申込場所 役場保健福祉課または各総合事務所 福祉推進窓口、またはふくいウエルフェア事業実行委員会まで郵送してください。

⑤ 申込み開始日 平成19年12月1日から

⑥ カードの送付 事務局より2月末までにカードと約500社が記載されたガイドブックを郵送によりお送りします。

「すまいるFカード」

協賛企業・サポート企業も同時募集中！

この事業に協賛またはサポートをいただける企業をただ今募集をしています。詳しいことはお問合せください。

■ 問合せ 保健福祉課 ☎47-80007

ふくいウエルフェア事業実行委員会
福井市西木田2-8-1（福井商工会議所ビル七階）

経営や農地利用などの相談に 農業の担い手経営 相談窓口を設置



平成19年度から、新たな経営所得安定対策が始まり、担い手の育成や経営の発展が求められる中、南越前地域担い手育成総合支援協議会では担い手や担い手を目指す者が個々の経営状況に応じて必要な、経営相談や技術相談、法人化支援、農地の利用調整等の相談を受けることができるよう、ワンストップ相談窓口を設置しました。地域の担い手としての経営に関する相談や要望など、内容に応じて町や県、JAの職員が対応をいたしますので、皆さんの様々なご意見をお聞かせください。

また協議会では町・JA・県と連携して農業政策に関する勉強会や担い手の経営に関する講習会など行っております。今後の活動の参考に、是非ご参加ください。

窓口設置場所 JA越前たけふ農業公社南越前町事務所内
(JA南条支店資材店舗2F)

窓口対応日 南越前町東大道33-1 3 ☎ 47・3611
月～金曜日の9時～17時

※都合で休業あり。
※従来どおり役場農林水産課やJAでも農業経営に関する相談・指導を行っています。

問合せ 南越前町地域担い手育成総合支援協議会
(農林水産課内) ☎ 47・8001

ケーブルテレビの各種手続のお知らせ

●住宅を新築しケーブルテレビに加入する場合

まず、宅内のテレビ配線以外にケーブル電話の配線が必要です。設計段階で工務店、電気工事店に伝えてください。

町外の電気工事店に依頼される場合、設計前にケーブルテレビにご相談ください。工事に関する資料を渡します。

また、ホームターミナル、音声告知機、電話機は各1台貸与します。これらの宅内機器は、宅内配線を施工した電気工事店が設置します。

※ケーブル電話の配線工事が設計から外れていたり、新築工事の引渡し後に配線工事を追加すると、別途費用が発生します。十分ご注意ください。

●ケーブルテレビを廃止する場合

ケーブルテレビを廃止すると、県外の放送、コミュニティチャンネル、衛星放送が視聴できなくなります。地上波を受信できない場所ではテレビが全く映らなくなります。

また、廃止後、再度加入される場合は加入金10万円が必要になります。

※貸与している機器は回収します。(ホームターミナル、音声告知機、電話機)

このことをご理解の上、ケーブルテレビへ「施設廃止届」を提出してください。

◎新規加入に必要な費用

- ・ケーブルテレビ加入金 10万円
※減免対象者は7万5千円
- ・工事負担金(幹線からの引込工事費) 約4万円

このことをご理解の上、ケーブルテレビへ「加入申込書」を提出してください。

●ケーブルテレビには利用休止制度があります。

次のいずれかに該当する場合、最長1年間の利用休止(月単位)ができます。

- ①病気、けが等の治療による不在のため
- ②介護施設等への入所による不在のため
- ③家屋新築もしくは改築のため

休止される場合は、ケーブルテレビへ「利用休止申請書」を提出してください。

手続き書類、ご不明な点は下記までお問合せください。

問合せ 南越前町ケーブルテレビ
☎ 47・8006